

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	須田 正俊
登録番号又は法人番号	08091476
所属する単位会	神奈川県行政書士会
事務所名称	須田行政書士事務所
事務所所在地	横浜市南区中島町4丁目70番地
処分年月日	令和5年4月13日
処分内容（種類）	廃業勧告
上記処分をした理由	<p>当該会員は、催告、督促にもかかわらず神奈川県行政書士会の会費を24ヶ月以上滞納し続けている。</p> <p>当該事実は、神奈川県行政書士会会則第9条第1項（会費）に違反する。</p> <p>このことは、神奈川県行政書士会会則第14条第1項第1号に該当するため、会員の処分に関する規則第2条第4項第4号の規定により、会則第15条第1項第3号の廃業の勧告処分とする。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>神奈川県行政書士会会則 第9条第1項</p> <p>同会則 第14条第1項第1号</p> <p>同会則 第15条第1項第3号</p> <p>神奈川県行政書士会会員の処分に関する規則 第2条第4項第4号</p>